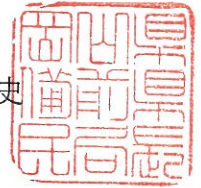


自動車会館窓口業務委託に係る提案公募実施要領
(業務委託提案公募実施公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約をするため、次のとおり公募型プロポーザル方式による業務委託提案を募集する。

令和7年5月19日

岡山県備前県民局長 善勝 史



1 業務委託提案公募に付する事項

(1) 委託業務名

自動車会館窓口業務

(2) 委託業務内容

自動車会館窓口業務委託仕様書（別添1）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

※内訳 委託準備期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

委託業務期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 業務運営場所

岡山県自動車会館内（岡山市北区富吉5301-8）

(5) 見積限度額

214,068千円（消費税及び地方消費税額を含む。税率は10%で算定すること。）

※年度内訳 令和7年度 35,678千円

令和8年度 71,356千円

令和9年度 71,356千円

令和10年度 35,678千円

2 業務委託提案公募に参加できる者の資格

業務委託提案公募（以下「提案公募」という。）の公告日から委託候補者が選定されるまでの間において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿」（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類「9 その他」、小分類「3 人材派遣サービス」における格付区分がAである県内業者又は県内に営業所等を持つ県外業者であること。
- (3) 過去5年間で、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人との間で業務の委託又は労働者派遣に関する契約を締結し、適切に業務を完了した実績がある者であること。
- (4) 過去5年間で、業務の委託又は労働者派遣に関する契約を、自己の都合で業務が完遂できなかった者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 審査要領第10条に規定する入札参加の停止の措置を役務の提供に関して受けていないこと。
- (7) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に規定する入札参加除外の措置を役務の提供に関して受けていないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては本店又は主たる営業所等の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県備前県民局税務部収納管理課

住 所 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

電話番号 086-233-9809

4 提案公募参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配付期間及び場所

ア 配付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月30日（金）まで

イ 配付場所

上記3の契約条項を示す場所に同じ

ウ 配付する書類

- ①自動車会館窓口業務委託に係る提案公募実施要領（業務委託提案公募実施公告）
- ②自動車会館窓口業務委託仕様書（別添1）
- ③提案書作成要領（別添2）
- ④提案評価基準（別添3）
- ⑤提案公募説明会参加届（様式第1号）
- ⑥提案公募参加申込書（様式第2号）
- ⑦企業概要書（様式第3号）
- ⑧質問・回答書（様式第4号）
- ⑨業務委託提案書（様式第5号）
- ⑩見積書（様式第6号）

※ウの書類については、岡山県備前県民局ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/76/>からダウンロードすることもできる。

(2) 提案公募説明会の開催

提案公募に関する説明会を開催する。説明会に参加を希望する者は、次のとおり説明会参加届を提出の上、出席すること。なお、説明会への参加は、提案公募参加申込みの条件ではない。

ア 提案公募説明会参加手続

① 提出書類

提案公募説明会参加届（様式第1号）

②提出期限

令和7年5月21日（水）17時必着

③提出場所及び提出方法

上記3の契約条項を示す場所に同じ

次の場所にファックスで提出すること。

岡山県備前県民局税務部収納管理課

電 話 番 号 0 8 6 - 2 3 3 - 9 8 0 9

F A X 番 号 0 8 6 - 2 2 2 - 9 5 4 0

※ファックスの送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

イ 開催日時

令和7年5月23日（金）11時00分 ～12時00分

ウ 開催場所

備前県民局会議棟2階第3会議室

エ 参加人数

1社につき2名まで

(3) 提案公募への参加申込方法

ア 提出書類

①提案公募参加申込書（様式第2号）

②企業概要書（様式第3号）

③企業案内（パンフレット等）

④上記2（3）を証する書類（契約書等）の写し

イ 提出期限

令和7年5月30日（金）17時必着

ウ 提出場所及び提出方法

次の場所に持参すること。（イの提出期限までに必着のこと。）

岡山県備前県民局税務部収納管理課

住 所 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

電 話 番 号 0 8 6 - 2 3 3 - 9 8 0 9

F A X 番 号 0 8 6 - 2 2 2 - 9 5 4 0

(4) 提案公募参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

参加申込書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、本提案公募に参加することができない。

イ 提案公募参加資格がないとされた理由の説明要求

提案公募参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に下記（5）アの宛先にファックスにより、説明を求める書面を提出すること。

(5) 業務委託提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 質問方法

質問・回答書（様式第4号）を、ファックスにより次の宛先に提出すること。

岡山県備前県民局税務部収納管理課

電話番号 086-233-9809

FAX番号 086-222-9540

※ファックスの送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

イ 受付期限

令和7年5月30日（金）17時必着（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 回答方法

質問者を含む全参加申込者へファックスにより回答する。

ただし、本提案公募に直接関係ないもの、セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又は前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

5 業務委託提案書の提出及びプレゼンテーション

(1) 提案書の提出方法

ア 提出書類及び提出部数

- ・業務委託提案書（様式第5号） 正本1部 副本6部

提案者名は正本1部のみに記載し、副本6部は、提案者名を伏せて審査するため、無記名とすること。

- ・見積書（様式第6号） 正本1部

イ 提出期限

令和7年6月11日（水）17時必着

ウ 提出場所及び提出方法

次の場所に持参すること。（イの提出期限までに必着のこと。）

岡山県備前県民局税務部収納管理課

住 所 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

電話番号 086-233-9809

FAX番号 086-222-9540

オ その他

提案書は、提案書作成要領（別添２）により作成すること。

（２）プレゼンテーションの実施

提案書を提出した参加者（以下「参加者」という。）は、（１）により提出した書類の内容について、プレゼンテーションを行わなければならない。

ア 開催日

令和７年６月１６日（月）

イ 開催場所

備前県民局会議棟２階第２会議室

ウ その他

時刻、説明時間等の詳細については、参加者に別途通知する。

６ 委託候補者の選定及び契約の締結等

（１）選定方法

自動車会館窓口業務委託候補者選定委員会設置要領により設置された選定委員会において、提案評価基準（別添３）に基づく審査を行い、総得点の最も高かった者を、委託候補者に選定する。

ただし、県が求める業務水準を確保するため、別添３の別紙に記載する提案項目のうち「要員の安定確保に関する対応方針」及び「要員の質の確保に関する対応方針」について、各選定委員の採点の合計点が満点の６割未満の場合には選定委員会において２次審査を行い、当該提案者が業務を実施できないと判断した場合は失格とする。

（２）選定結果の通知等

審査結果については、参加者全員に郵送により通知するとともに、岡山県備前県民局のホームページにおいて公表する。

（３）契約の締結

委託候補者を選定後、提出された業務委託提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細を決定し、契約書により契約を締結する。

（４）契約保証金

岡山県財務規則（昭和６１年岡山県規則第８号）第１５３条及び第１５５条の規定による。

（５）その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則及び関係その他法令に定めるところによる。

7 選定の対象からの除外

参加者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、又は委託候補者の選定を取り消す場合がある。

- (1) 選定委員会の委員又は選定手続きに従事する県職員若しくは関係者に対し、不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 提案公募において不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 提出書類に不足又は虚偽の記載があった場合
- (4) 複数の提案書を提出した場合
- (5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合
- (6) 見積書が、上記1(5)の条件を満たしていない場合
- (7) 参加者が、上記2に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (8) 参加者が、上記5(2)に定めるプレゼンテーションを行わなかった場合
- (9) 参加者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (10) 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- (11) その他、参加者に求められている義務を履行しない場合

8 その他

- (1) 提案書の作成及び提案に関するプレゼンテーションに要するすべての経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提案公募に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (3) 上記5(1)イの提出期限後は、提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出する提案書は、参加者ごとに1案のみとする。
- (5) 審査の公正を図るため、参加者に対して、提案書類、添付書類の記載事項又は応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) 提出された提案書等は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）の規定に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提案書等に記載された個人情報は、委託候補者の選定、審査その他の手続を実施する目的以外に、参加者に無断で使用することはない。

- (8) 県は選定委員会に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、提案書等の全部又は一部（個人情報を含む。）を提供する。
- (9) 県は、提案公募手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出された書類の複製をすることがある。
- (10) 提案公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (12) 提案書等の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (13) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。
- (14) 契約の締結後、契約金額に係る消費税及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行う。